

## 熊本市違反屋外広告物簡易除却協力員設置要綱

制定 平成16年3月1日 都市整備局長決裁  
改正 平成17年3月 都市整備指導課長決裁  
改正 平成18年3月14日 開発景観課長決裁  
改正 平成21年3月31日 開発景観課長決裁

### (目的)

第1条 熊本市屋外広告物条例（平成7年条例第73号）に違反する屋外広告物の簡易除却を、市と市民が協働で実施することにより、本市の良好な景観の形成を図るため、違反屋外広告物簡易除却協力団体（以下「協力団体」という。）及び違反屋外広告物簡易除却協力員（以下「協力員」という。）を置くことを目的とする。

### (協力団体の募集)

第2条 市長は、市民との協働により、本市の良好な景観の形成を図るため、「協力団体」を募集し、認定するものとする。

### (認定する団体の要件)

第3条 前条の市長が認定する「協力団体」は次の要件を満たす団体とする。

- (1) 本市内にある3名以上の団体であること。
- (2) 違反屋外広告物の簡易除却を市と協働して行い、違反屋外広告物の適正化を推進できる団体であること。
- (3) ボランティア保険に加入できる団体であること。
- (4) 定期的に活動できる団体であること。
- (5) その他市長が適当と認める団体であること。

2 認定を受けようとする団体は違反屋外広告物簡易除却協力団体認定申請書（様式1号）を提出しなければならない。

3 市長は前項の申請に基づき協力員に認定した場合は違反屋外広告物簡易除却協力団体認定書（様式2号）を交付する。

4 施設管理者については、第2項及び第3項を省略することができるものとする。

### (「協力員」への委任)

第4条 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項に基づき委任する「協力員」は、次の要件を満たし、市長が適当と認めた者とする。

- (1) 市長が認定する協力団体に所属し、その協力団体の推薦状（様式3号）がある者であること。
- (2) 市長が行う講習会の課程を修了した者であること。
- (3) 18歳以上の者であること。

### (「協力員」の任期)

第5条 「協力員」の任期は2年以内とする。ただし市長が必要と認める場合は再任することができる。

### (「協力員」の職務)

第6条 「協力員」は市の指導のもと屋外広告物法第7条第4項に規定する違反屋外広告物（はり紙、はり札、立看板）の簡易除却を、市と協働して行う。

### (報酬)

第7条 「協力団体」及び「協力員」は無報酬とする。

### (「協力団体」の認定取消し)

第8条 市長は次の各号に該当するときは「協力団体」の認定を取消す。

- (1) 「協力団体」から認定取消しの申し出があった場合
- (2) 「協力団体」としてふさわしくない行為があった場合
- (3) その他市長が、「協力団体」として適当でないと認めたとき

### (「協力員」の解任)

第9条 市長は次の各号に該当するときは「協力員」を解任する。

- (1) 「協力員」から退任の申し出があった場合
- (2) 「協力員」としてふさわしくない行為があった場合
- (3) 心身に障害があり、職務に堪えられない場合
- (4) 所属する「協力団体」が認定を取消された場合

(5) その他市長が「協力員」として適当でないとしたとき

(その他)

第10条 この要綱の施行について、その他必要な事項は開発景観課長が定める。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。